

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第148条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月27日

公益社団法人ふくい農林水産支援センター
理 事 長 酒 井 智 吉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称、数量

自動車賃貸借(軽トラック自動車1台)

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和3年11月1日から令和10年10月31日まで（84か月）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る）を有する者で、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 仕様書記載の要件を満たす自動車を県内自動車販売業者より調達し、納入できること。

(5) 県内に修理サービス拠点を有し、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、納入された車両に関する点検、修理等について迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店も

- しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号

(公社)ふくい農林水産支援センター 経営管理課

電話 0776-21-8309

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、支援センターホームページにより提供する。

4 入札参加申し込み手続きに関する事項

手續等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
入札参加資格確認申請書等の提出期間	令和3年7月27日(火)から 令和3年8月 3日(火)まで 午前10時から午後5時まで	支援センターへ持参する。
入札説明書等に関する質問等の受付期間	令和3年7月27日(火)から 令和3年8月 3日(火)まで 午前10時から午後5時まで	
入札説明書等に関する質問に対する回答の期限	速やかに質問者に回答を行う。	

5 入札参加資格の結果通知等

入札参加資格確認審査の結果は、別途通知する。

6 入札の日時および場所

入札日	令和3年8月6日(金) 14時00分
入札場所	福井市松本3丁目16番10号 ふくい農林水産支援センター内会議室

7 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札公告およびこの入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する金額は次のとおりとする。
1カ月あたりの賃貸借料の金額を記載すること。

8 落札者の決定の方法

- (1) この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

9 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則第152条、第153条、第154条、第171条、第172条および第173条の規定による。

10 入札の無効

福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格の無い者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

1 3 この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。